成年後見制度について（その３）

成年後見制度には、「任意後見制度」と「法定後見制度」がありますが、ここでは法定後見制度」

についてお知らせいたします。

◇法定後見制度とは？

「本人の判断能力が不十分になった後に」、本人や親族などの申立てによって家庭裁判所で選ばれた成年後見人（保佐人・補助人）が本人を支援する制度です。

判断能力の程度により、「補助」・「保佐」・「後見」の３つの制度があります。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 類　型 | 補　助 | 保　佐 | 後　見 |
| 対象となる方  （ご本人） | 判断能力が不十分な方  例えば…  日常的な買い物は問題なくでき、高額な買い物はできるが、不安があり、誰かの支援があった方が安心な方 | 判断能力が著しく不十分な方  例えば…  日常的な買い物は問題なくできるが、高額な買い物には誰かの支援があった方がよい方 | 判断能力が欠けているのが通常の状態の方  例えば…  日常的な買い物も難しい方 |
| 成年後見人等が同意または取り消すことができる行為  （同意権・取消権）※1 | 申立ての範囲内で裁判所が定めた特定の法律行為（民法１３条第１項の一部）  〇日常生活に関する行為（日常品の購入など）を除く  〇本人の同意が必要 | 民法１３条第１項で定められた行為（借金、相続の承認や放棄、訴訟行為、新築や増改築など） | 原則としてすべての法律行為  〇日常生活に関する行為を除く |
| 申立てにより裁判所が定める行為  〇本人の同意が必要  〇日常生活に関する行為を除く |
| 成年後見人等に与えられる代理権※2 | 申立てにより裁判所が定める行為  〇本人の同意が必要 | | 財産に関するすべての法律行為 |
| ※１　同意権・取消権  　　　同意権は、本人が重要な法律行為を行う際に、その内容が本人に不利益がないかを検討し、問題がない場合は成年後見人等が同意をする権限です。  　　　取消権は、本人が成年後見人等の同意を得ずに行った重要な法律行為（日常生活に関する行為を除く）を無効なものとして取り消す権限です。  ※２　代理権  　　　本人の代わって契約などの法律行為ができる権限です。例えば、預貯金の払い戻し・解約、不動産の処分、遺産相続、病院や施設への入退所手続などを代理できます。  　　◎本人の居住用不動産の処分（売却、賃借、抵当権設定等）については、家庭裁判所の許可が必要となります。 | | | |



　◆**成年後見人等の仕事に含まれないこと**

　　➀医療行為について同意すること

　　②保証人や身元引受人になること

　　③食事の世話や介護などを直接行うこと

　　④婚姻、離婚、養子縁組・離縁、認知の代理、遺言の作成など